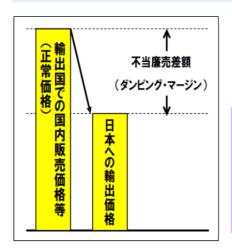
不当廉売関税制度の活用についてのご案内(概要)

●不当廉売関税制度とは・・・

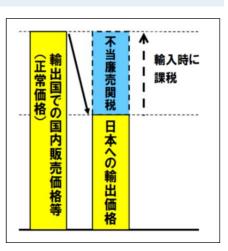
正常価格 (輸出国での国内販売価格等)より低い輸出価格で販売(不当廉売) された貨物の輸入により、輸入国内で同種の貨物を生産する産業(国内産業)に 損害が生じている場合に、国内産業を保護するため、輸入貨物に対して正常価格と 輸出価格の差額(ダンピング・マージン)の範囲内で割増関税を課す制度です。

(下記の図を参照)



「不当廉売関税の課税要件」

- ①不当廉売された貨物の輸入の事実
- ②当該輸入が同種の貨物を生産して いる国内産業に与える実質的な 損害等の事実
- 3国内産業を保護する必要性



●課税申請の手続(要件)とは・・・

(正常価格と輸出価格は、通常、工場出荷時点で比較)

不当廉売関税は、原則として**国内生産者からの課税の求め(申請)を受けて**

調査を行ったうえで課税の可否が決定されます。(「調査手続の流れ」は裏面参照)

課税申請(調査開始)の要件は、

- (1)申請者としての要件充足(<u>申請適格</u>) (同種の貨物の国内生産者で、国内総生産高の25%以上を占める者) (複数の生産者の合計でも可、この場合には連名で申請)
- (2)申請を支持している国内生産者(申請者を含む)の生産高の合計が、申請に 反対している国内生産者の生産高の合計を超えること(<u>支持の状況</u>)
- (3)上記「<u>不当廉売関税の課税要件」①及び②についての十分な証拠</u>を添えて、 必要事項を記載した「課税を求める書面」(申請書)を提出すること

※課税申請の手続等詳細は、下記の URL をご参照、 又は右記の【お問い合わせ先】にご照会ください。

http://www.customs.go.jp/tokusyu/index.htm

http://www.customs.go.jp/tokusyu/hutou_gai.htm

【お問い合わせ先】

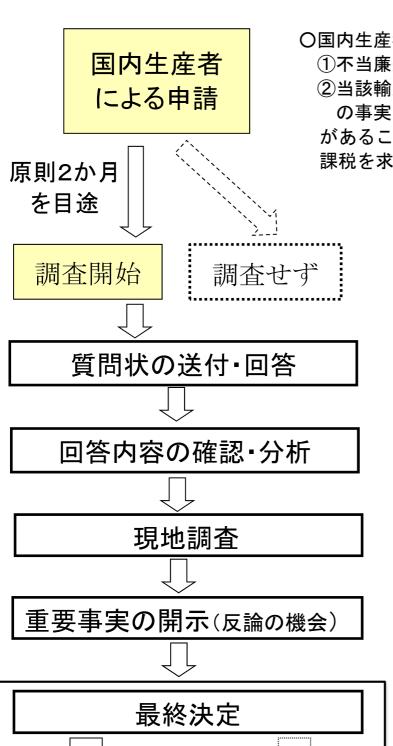
財務省関税局関税課 特殊関税調査室

〒100-8940

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 TEL:03-3581-8236 FAX:03-5251-2173 e-mail:anti.dumping@mof.go.jp

不当廉売関税の調査手続の流れ(概要)

- 調査が開始された場合、調査は原則1年で終了(延長の場合あり)
- 財務省・経済産業省・産業所管省からなる調査当局が調査を実施



課税せず

課税

- 〇国内生産者は、
 - ①不当廉売された貨物の輸入の事実及び
 - ②当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等

があることについての十分な証拠を添えて、 課税を求める書面(申請書)を提出。

- 〇調査当局は、上記①及び②について 十分な証拠があると認める場合には、 調査を開始する。
- 〇調査当局から、輸出国生産者・輸出 者・国内生産者・輸入者・産業上の 使用者等に対し質問状を送付する。 (情報収集・分析)
- 〇回答内容を確認・分析し、必要に応 じて追加の質問状を送付する。
- ○質問状の回答内容について、帳簿と の照合等、調査当局が現地に赴き 調査を実施する。
- 〇調査当局が収集・分析した、最終決 定の基礎となる重要な事実につい て、利害関係者に開示する。その内 容について反論することが可能。
- 〇上記の重要事実を基礎とし、不当廉 売関税の課税の可否、税率、期間(最 長5年、延長可)等に関し最終的に 決定する。
 - (注)必要に応じ、最終決定に先立ち、 暫定措置による課税を行う場合もある。